

「福祉のあんしん相談会」を開催します

「いろいろな問題で困っているけど、どこに相談したらよいかわからない。」といったお悩みはありませんか？

社会福祉士・行政書士等の専門職が相談対応します。困りごとを抱え込まずに相談してみませんか？適切な窓口を紹介したり、問題解決に向けて支援します。

相談の一例

- 高齢の親が認知症になったことで金銭管理が難しくなり生活が困窮している。
- 家族が長期間ひきこもっている。など

日時

8月18日(月) 午前10時から午後3時まで

要予約

会場

市役所4階大会議室

お一人おひとりに丁寧に対応させていただくために事前のご予約をお願いします。
まずは、電話、FAX、メール等でご連絡ください。



問 市介護福祉課 地域共生社会推進室 ☎32・2279 / FAX35・0272

✉ kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

歯科健康診査の お知らせ



後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の対象者の方に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

対象者の方には、歯科健診受診券を8月上旬頃にお送りしますので、ぜひ受診しましょう。

■ 対象者 次のいずれかの方が対象です。

- 昭和24年(1月1日~12月31日)生まれの方
- 昭和23年(1月1日~12月31日)生まれの方
- 昭和22年(1月1日~12月31日)生まれの方
- 昭和19年(1月1日~12月31日)生まれの方
- 昭和14年(1月1日~12月31日)生まれの方
- 昭和9年(1月1日~12月31日)生まれの方

※長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師などの指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象外としています。受診券が届く場合がありますが、健診はご遠慮ください。

■ 健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価など

■ 受診期限 11月30日まで(受診券が届いてから受診していただけます。)

■ 受診費用 無料

※ただし、その後の歯科治療については自己負担となります。

■ 受診場所

後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

※受診可能な歯科医院の一覧表は、受診券に同封しています。

■ 受診方法

事前に電話などで健診実施歯科医院に予約をしてください。受診の際は、後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証と歯科健診受診券をご持参ください。

問 ◎徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088・677・3666 / FAX088・666・0105

◎市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減の案内を送付します

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、厚生労働省より新薬と同等の効果、効能が承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を9月下旬に送付します。

▼通知対象者

後期高齢者医療制度に加入されており、今年5月に医療機関で新薬を処方された方で、新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方

※なお、全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

問 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088・677・3666

《今月は、後期高齢者医療保険料1期分、固定資産税・国民健康保険税・介護保険料2期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2025年(令和7年)8月5日
広報こまつしま

